

平成19年8月20日
農 林 水 産 省

政府保有に係るタイ産うるち精米の異物混入について

平成19年8月20日、政府が委託により変形加工を行っていた政府保有のタイ産うるち精米（平成17年12月に輸入した4,614トン（30kg樹脂袋入り）のうち1袋）に「カビ状の異物」の混入を確認した。

異物については、厚生労働大臣登録検査機関において分析、分離・同定を行うこととしている。

なお、異物混入が確認された現品と同一本船により輸入され、現在政府が保有しているタイ産うるち精米（4,586トン）は、安全性が確認されるまでの間、移動を凍結し、市場に出回らないよう万全の措置を講じている。

また、既に販売を行ったもの（28トン）については、需要者等に対して現品の確認を適正に行うよう要請している。

お問い合わせ先

総合食料局 食糧部 計画課 加工用米穀班

代表 03-3502-8111

内線 4205

ダイヤル 03-6744-2074

担当 飯島、大隅